

スポーツ

THE KEY WORD

用語選

およそ半世紀ぶりに法律が改正され、昨年8月24日に画期的な「スポーツ基本法」が施行されて以降、この新法を軸に今後のスポーツのあり方を問う活発な議論がさまざまな場で交わされています。より生活に身近な文化として、また世界共通の人類の文化として浸透してきたスポーツは、その発展にともない社会の他分野とのかかわりも広がり、時代の大きなテーマのひとつに浮上しているのです。そうした議論のなかで比較的小品はんに登場するキーワードを3つ紹介します。

スポーツ基本法

これまで日本のスポーツは、1961（昭和36）年制定の「スポーツ振興法」の理念の下で大きく進展してきました。半世紀を経た現代のスポーツを取り巻く様々なニーズに応じて「スポーツ振興法」を全面的に改正したのが、昨年度制定された「スポーツ振興法」です。

スポーツ振興法が国・地方自治体の施策を中心に定められていたのに対して、スポーツ基本法は、スポーツの基本理念を定め、国および地方自治体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツ基本計画や基本的施策等、スポーツに関する施策の基本となる

事項を定めています。新たに規定された前文や基本理念には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利」であると規定されています。明確に権利としてうたいたいスポーツの位置づけを本格的かつ総合的に示したのはこれが初めてのことです。基本理念には、障がい者が自主的・積極的にスポーツを行うことができる環境整備への配慮や、プロスポーツの振興についても示されています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

スポーツ基本計画

スポーツ基本法に基づき、約半年間の中央教育審議会による集中審議のほか、

関係行政機関との調整を経て、今年3月に策定されたのが「スポーツ基本計画」です。これは今後10年間程度を見通したスポーツ推進の基本方針と、平成24年度からのおおむね5年間に総合的かつ計画的に国および地方公共団体が取り組むべき施策を示すものです。

基本計画が目指すスポーツの果たす役割と具体的に目指す社会の姿は次の5項目で描かれています。

- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
 - 健康で活力に満ちた長寿社会
 - 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
 - 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
 - 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国
- また、今後5年間に取り組む施策は次の7つです。
- 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
 - 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
 - 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
 - オリンピック、パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

● ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

● スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/index.htm

地域スポーツと トップスポーツの 好循環

これは、前記した7項目めについての言葉で、特によく聞かれるようになりました。大きく分けてふたつの施策からなるもので、ひとつは、トップアスリートが地域の拠点クラブ（総合型地域スポーツクラブより選定）などで巡回指導するなどを通じて、次世代アスリートの発掘・育成につなげ、育成されたアスリートが将来、地域指導者となるような好循環。もうひとつは、地域スポーツが地方公共団体、企業、大学などとの連携・協働によるスポーツ医・科学研究や人材交流などを推進、また健常者と障がい者がともにスポーツを行う方法などの研究や人材活用の取り組みの推進。地域にこうした活動を続けるなかで、スポーツの環境や人材が循環していくいい流れを築いていくことという趣旨を表しています。